第1回渥美半島花火大会 屋台村出店募集要領

1 主催

渥美半島花火大会実行委員会(以下「主催者」という)

2 開催日時

令和6年9月28日(土) 午後4時~午後9時まで 予備日 令和6年9月29日(日)

3 会場

はなのき広場 (田原文化会館西)

4 出店条件

東三河に本店を有する飲食店、移動販売店等で主催者が認めたもの。ただし、本イベントの活動において許認可が必要な場合、許認可を受けてない者は出店することはできない。

5 遵守事項

飲食に係る出店は、テイクアウトメニューのみとし、出店者は飲食用スペースを設置しないこと。

6 出店申込方法

必要書類(①渥美半島花火大会屋台村出店申込書 ②田原市暴力団排除条例等に基づく表明・確約書)を令和6年8月22日(木)午後5時必着で直接または郵送で提出すること。

※氏名欄は代表者名(当日の現場責任者名でも可)を必ず自署のうえ作成し、原本 を提出。

7 提出先

渥美半島花火大会実行委員会事務局(渥美半島観光ビューロー内) 〒441-3421 田原市田原町西大浜13番地1

8 出店者の決定方法

市内業者を優先し、それ以外はすべて抽選とする。

選定結果については、9月3日までに申請者に郵送する。なお選定された業者は9月12日午前10時から田原市役所 講堂で行われる出店者説明会に出席し、その際に出店料(協賛金)を支払い、支払いが完了した時点で出店者と決定する。

9 出店の取消

主催者は、本イベント開始中に次に掲げる事項のいずれかに該当する出店者は出店 許可を取り消し、かつ、出店の停止を命ずることができる。また、出店取消による出 店料の返還はしないものとする。

- ① 法令等に違反する行為があったとき
- ② 本規約に定めた事項を守らなかったとき

- ③ 来場者及び他出店者等に対し迷惑をかける行為等を行ったとき
- 4) 主催者の指示に従わなかったとき
- ⑤ 出店者が虚偽の申し込みをした場合
- ⑥ その他、主催者が管理上特に必要があると認めたとき
- 10 小間について(場所のみ提供)
 - ・露店出店 間口 3.6m×奥行 2.7m (テント等露店設備は各自用意)
 - ・キッチンカー 間口 8.0m×奥行 2.5m (縦列駐車可能な車のみ)
 - ① 出店者は、出店にかかる一切を出店者自身において用意するものとする。(出店小間内に収まるものに限る)
 - ② 電源及び水場はありませんので、各自用意してください。
 - ③ 1出店者あたり1小間とする。
 - ④ 小間の配置は、主催者の判断により行うものとする。
- 11 出店料(協賛金として)
 - ① 露店 1 小間 5,000 円 (場所のみ提供)
 - ② キッチンカー 1台10,000円(場所のみ提供)

12 搬入・搬出

出店者の搬入・搬出は、主催者の指示に基づき出店者の責任において次の各号のとおり行うものとする。

- ① 開催前の搬入・搬出においては、会場内の混雑が見込まれるため、来場者の安全を考慮し、速やかに作業を終了させ、車両を指定の駐車位置に移動すること。
- ② 搬入・搬出時における車両での移動は最徐行とし、出店者は場内での事故防止に努めること。万一、場内で事件・事故等が発生した場合は、速やかに主催者に報告を行うとともに、搬入・搬出時に事件・事故等が発生したときは、出店者が一切の責を負うこととする。
- ③ 会場内に自動車の乗り入れが出来る時間帯については、別に定める。(出店者説明会にて通知予定)

13 物品の管理

出店者が持参した物品の管理は自己責任によるものとし、それらの損害については、 主催者は一切の責を負わないものとする。

14 関係機関の許可、届出等

出店者は、本イベントでの活動に際して、関係機関の許可及び届出等を要とするときは、出店者の責任において必ず手続きを行い、許可証等の写しは、原則申込時に主催者に提出しなければならない。なお、主催者が認める特別な理由がある場合におい

ても、本イベントを開催する7日前までに主催者に当該許可証等の写しが提出されないときは、当該出店者の出店を認めないものとする。

- 15 出店者は、本イベントの開催当日に必ず食品営業許可の原本を掲示しなければならない。掲示場所は、当該出店者の小間内とし、来場者及び主催者から見やすい位置に掲示することとする。
- 16 火災予防

火気を使用する者は、消火器を常備すること。

- 17 本イベントの中止について
 - ① 開催の可否については、気象状況、会場の都合及びその他の諸事情を踏まえて 主催者が決定する。
 - ② 開催決定後も気象状況の急変、会場の都合等によりやむを得ず開催を中止する場合がある。
 - ③ 開催が中止になったことにより生じた直接的・派生的・付属的・間接的損害(営業上の利益の損失や損害を含む)に対して、主催者はその責を一切負わない。
- 18 キャンセルポリシー

申し込みした本イベントをキャンセルする場合、出店料(協賛金)の取扱いは次の 各号のとおりとする。なお、無断でのキャンセルを行った場合、今後、本イベントへ の出店は出来ないものとする。

- ① 天候等の事情により9月28日(土)及び予備日の9月29日(日)とも開催できなかった場合は、屋台村イベントは中止とするが、出店料(協賛金)の返還はしないものとする。
- ② 17 の規定により、開催途中に中止を決定した場合は、出店料(協賛金)の返還はしないものとする。
- ③ 出店者の都合での出店取りやめの場合は、出店料(協賛金)の返還はしないものとする。

問合せ先

渥美半島花火大会実行委員会事務局(一社)渥美半島観光ビューロー事務局担当 山田、石井、中村

電話(0531)23-3516
FAX(0531)22-2026
e-mail tahara@taharakankou.gr.jp